

[事案 21-47] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 8 月 5 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 16 日 裁定打切り

< 事案の概要 >

複数の保険に加入しているが、いずれも錯誤ないし不法行為に基づくもので無効であるので、既払込保険料全額を返還してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

下記の保険契約を締結しているが、下記のとおりいずれも錯誤ないし不法行為に基づくもので無効であるので、既払込保険料全額に利息を付けて返還してほしい。

- (1) 平成 8 年 4 月頃、営業担当者 A の勧誘により、契約②～⑤の生命保険契約に加入したが、いずれの契約とも貯蓄型のもので、1、2 年ぐらいで解約しなければ、途中解約しても元本割れすることはない、という説明があり、そのように認識して加入した。ところが、平成 15 年の年初に、営業担当者 B より、上記加入中の契約の中に掛捨て型の契約があることを知った。
- (2) 平成 15 年 2 月に、上記既契約のうち、掛捨て型の保険を半年後に解約するという条件で、新規の生命保険契約(契約①)の加入を勧められ、同条件確約のもと加入したが、そもそもその必要はなかった。

< 申立契約について >

契約①

契約年月 平成 15 年 2 月
保険種類 個人年金保険
契約者 申立人
被保険者 //

契約②

契約年月 平成 8 年 5 月
保険種類 終身保険
契約者 申立人
被保険者 //

契約③

契約年月 平成 8 年 4 月
保険種類 個人年金保険
契約者 申立人
被保険者 //

契約④

契約年月 平成 8 年 5 月
保険種類 特定疾病保障保険
契約者 申立人
被保険者 //

契約⑤

契約年月 平成 8 年 5 月
保険種類 重度慢性疾患保険
契約者 申立人
被保険者 //

< 保険会社の主張 >

いずれの契約とも新契約時の加入手続きは適正に行われており、契約者には錯誤はなかったものと考えられ、仮に申立人に勘違い等があったとしても、それは申立人の重大な過失によるものであり、申立人による無効の主張は認められない。

- (1) 契約②～⑤の保険について、1、2 年ぐらいで解約しなければ元本割れ(解約返戻金が払込保険料総額を下回ることを指すと考えられる。)をしないとの認識で加入したと主張するが、解約返戻金額の推移については加入時の保険設計書および保険証券の同封資料等により明示されているので、申立人には正当な解約返戻金額が示されている。
- (2) 申立人は、掛捨て型の契約を 6 ヶ月後に解約するという条件で、契約①に加入した(がその後解約手続きがなされていない)と主張するが、解約手続きについては、平成 15 年 11 月に申立人からの解約申し出にもとづき、解約請求書を送付したが申立人が解約手続きをされなかったものであり、当社が解約手続きを阻害したような事実も見当たらない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面に基づき審理したが、下記の理由により、生命保険相談所規程第 38 条第 1 項(4)にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続きを打切ることとした。

- (1) 申立人の提出した書面によっても具体的な錯誤の事実を推認できるような具体的な主張はなく、証拠上もこれを認めることはできない。
- (2) 本件が契約①を除き 13 年前の契約であること、および契約に立ち会った第三者が存在しないこと等から考えると、錯誤の事実の認定には契約行為時の関係者の証人尋問等厳密な証拠調べによらなければこれを認定する方法は無いが、当裁定審査会にかかる制度が存在しないので、事実の認定が著しく困難であると判断せざるを得ず、本件は、本裁定手続によるよりも訴訟手続によって解決することが妥当であると思料する。なお、不法行為による契約であるとの主張も同様である。(但し、募集方法が適切でないというのみでは契約の無効を主張することはできない。)